

平成 29 年 7 月九州北部豪雨の風水害による介護保険料の減免について

標記については、福岡県介護保険広域連合介護保険条例第 13 条第 1 項第 1 号及び福岡県介護保険広域連合介護保険料減免等取扱規則（以下「規則」という。）第 2 条の規定に則り、次のとおり運用するものとします。

1 減免できる対象者

- (1) 災害により住宅、家財又はその他の財産に損害を受け、損害の程度が、床上浸水、一部損壊、半壊、全壊の者
- (2) 住宅又は家財等については、第 1 号被保険者本人又はその属する世帯の生計を主に維持する者が所有するものとし、住宅は、第 1 号被保険者及びその属する世帯の生計を主に維持する者が常時、起居する家屋に限ること。
(いわゆる「借家」は住宅には含まない。)

2 減免内容（規則第 2 条第 1 項第 1 号）

当該年中の所得見積額	損害率	
	100分の20以上 100分の50未満	100分の50以上
125万円以下	100分の80	100分の100
125万円を超え250万円以下	100分の60	100分の80
250万円を超えるもの	100分の40	100分の60

- 表中の「当該年中の所得見積額」については、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の所得をいいます。
- 「第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る財産について生じた損害の金額」を算定するときに、床上浸水、一部損壊については財産の価格の 100 分の 20 以上 100 分の 50 未満の損害があったものとし、全壊・半壊については、100 分の 50 以上の損害があったものとして適用します。
- 規則第 2 条第 1 項第 1 号に規定しているとおり、保険金又は損害賠償金によって補てんされた金額については、控除した額で損害率を定めることとなります。その際については、全壊が 100 分の 100、半壊が 100 分の 50、一部損壊及び床上浸水が 100 分の 49 の損害があったものとして算定します。

（例）1,000 万円の住宅が床上浸水し、300 万円の補てんがある場合

$$(1,000 \text{ 万円} \times 49 / 100 - 300 \text{ 万円}) / 1,000 \text{ 万円}$$

=0.19 → 損害率 100 分の 19 のため減免とはならない。

注意！

- ・床上浸水以上の被害で、直ちに減免が認められるというわけではないです
保険金による補てんがなされた場合は減免対象外になる場合があります
受付の際に保険金支払い見込の有無を確認してください
- ・災害減免はさかのぼって適用します。ムリに急ぐ必要はありません。
- ・罹災証明の添付は後日で結構です。
- ・税務課で固定資産評価証明を公用で発行してもらい、添付してください。避難先での減免相談の場合は発行できないので、後日提出で構いません。
- ・原則、被災者が所有する家屋であることが前提の制度ですが、所有者の名義が家族のときに、固定資産税を負担している等の事情で認められたケースもあるため、該当しそうなケースの場合は本部資格管理係にご相談ください。
- ・いずれの場合も減免決定までは多少時間がかかる旨の説明をしてください。
督促状の抑止が必要な方については入力しておいてください。